

## ～ 令和3年度末退職者の任意継続組合員制度加入手続きのご案内 ～

### ○本案内をご覧になる前に

退職後にどのような医療保険制度に加入すべきかの検討や選択は、以下★のリーフレットをご覧ください。

任意継続組合員制度は退職者全員が必ず加入する制度ではありません。4月から健康保険制度のある再就職をする場合や、家族の被扶養者になる場合は任意継続組合員制度に加入する必要はありません。

任意継続組合員制度への加入手続きを行う方は、本案内により必ず手続きを行ってください。

★ リーフレット「退職前後の手続きのご案内」

★ リーフレット「どうなるの？退職後の医療保険制度」

公立学校共済組合滋賀支部ホームページのこんなときガイド「退職するとき」



### 1. 加入条件

次の①、②の両方の条件を満たすと加入できます。

①	引き続き組合員期間が1年と1日以上 <sup>1</sup> の組合員であること ※ <u>令和3年4月1日以後に資格取得した組合員は加入できません。</u>
②	「任意継続組合員申出書」を退職の日から起算して20日以内に共済組合に提出し、掛金を払い込む。 ※ 年度末退職者の加入期限は令和4年4月19日（火）ですが、加入手続きは退職前からできます。

### 2. 令和4年度掛金率等

令和4年度の掛金率および平均標準報酬月額が次のとおり決定をしました。

掛金率		平均標準報酬月額
○ 短期掛金	84.20 / 1,000 (令和4年4月～9月)	410,000 円
	93.20 / 1,000 (令和4年10月～)	
○ 介護掛金	17.64 / 1,000	

### 3. 任意継続掛金額（保険料）について

令和4年度分の任意継続掛金額は「任意継続掛金試算シート（エクセル形式）」で試算できます。試算は、年齢と退職時の標準報酬月額（給与支給明細書の標準報酬（短期・介護）に記載の額）で簡単に行うことができますので、1年間に納付する掛金額の把握や、国民健康保険の保険料との比較にご使用ください。

※ 実際に振込みしていただく掛金額は共済組合が算定し、振込書を自宅に送付します。

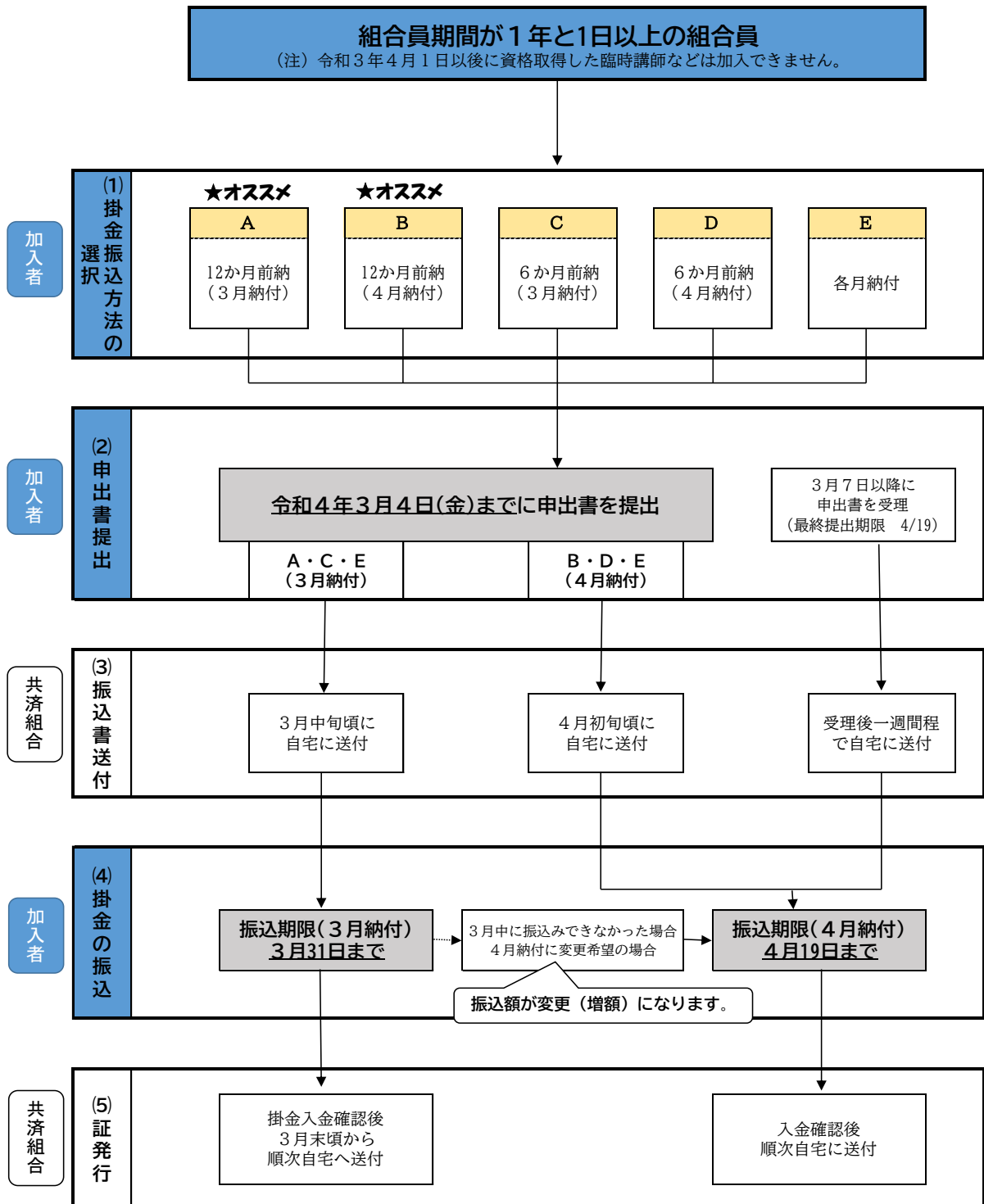
★ 「任意継続掛金試算シート（エクセル形式）」掲載場所

公立学校共済組合滋賀支部ホームページのこんなときガイド「退職するとき」




## 4. 加入手続きの流れ

以下のとおり、加入手続きを行ってください。なお、各手続きの詳細を次ページ以降にご説明します。



## (1) 掛金振込方法の選択（加入者の選択）

次のAからEの掛金の振込方法を選択してください。

掛金振込方法		振込期限など	振込手数料	年間掛金額
A	12か月前納 (3月納付)	1年間の掛金を一括して3月31日までに振込む。	なし	安  高
B	12か月前納 (4月納付)	1年間の掛金を一括して4月になってから振込む。	あり	
C	6か月前納 (3月納付)	6か月分(前期)の掛金を3月31日までに振込み、9月に後期分を振込む。	なし(前期) あり(後期)	
D	6か月前納 (4月納付)	6か月分(前期)の掛金を4月になってから振込み、9月に後期分を振込む。	あり	
E	各月納付	1か月分の掛金を毎月振込む。 (初回は4/19まで)	あり (毎月負担増)	

※ AからEの年間掛金額は「任意継続掛金試算シート」で、それぞれ算定できます。

※ 令和4年4月から振込手数料がかかりますので、Eの各月納付はおすすめできません。

滋賀銀行の窓口で振込む場合、振込手数料が330円～550円ほどかかります。

### 1. どの掛金振込方法を選択すればいいか。(A～Eの選択)

⇒ 基本的に12か月前納(AまたはB)を検討してください。

(例年、加入者の大半がAまたはBを選択)

《メリット》

- ① 1年間に振込む掛金や振込手数料が安くなる。
- ② 掛金の振込み忘れによる資格喪失を防ぐことができる。

☆ 任意継続組合員制度の加入途中で再就職する場合や被扶養者になる可能性がある方でも、資格喪失以降の未経過の掛金は後日還付します。

### 2. A(3月納付)とB(4月納付)の選択について

◆ 退職後の4月1日以降に無職の方や、健康保険制度の適用がない再就職をすることが決まっている方で、任意継続組合員制度に加入が確実な場合

→ 「A」を選択

(3月中に振込んでいただくと、4月1日までに任意継続組合員証(保険証)を送付できます。)

◆ 4月から健康保険制度の適用がある再就職を検討している、または被扶養者になることを検討している場合

→ 「B」を選択

(4月1日以降にご自宅に掛金の振込通知書を送付しますので、任意継続組合員制度に加入する場合は、掛金を振込んでください。)

## (2) 申出書の提出（加入者 → 共済組合）

「任意継続組合員申出書」を令和4年3月4日（金）までに共済組合に提出してください。

なお、申出書の最終提出期限は4月19日（火）です。3月7日（月）以降も受け付けますが、3月納付が間に合わない等、それ以降の手続きが遅れることとなりますので、なるべく期限までに提出してください。

※「任意継続組合員申出書」の記入方法については、記入例をご覧ください。

### 《申出書の注意点》

<b>1. 認定を希望する被扶養者がいる場合</b>
現職時から引き続き認定を希望する被扶養者や新たに認定を希望する被扶養者がいる場合は申出書の所定欄に該当者の氏名を記載してください。 なお、新たに認定を希望する場合は、認定手続き書類の提出が必要となりますので、申出書受付後にご自宅へ手続き書類を送付します。 また、現在認定している被扶養者で、4月以降認定取消となる被扶養者の氏名を記載しないでください。（記入しない場合は令和4年4月1日で自動的に認定取消とします。）
<b>2. 4月以降加入する健康保険制度が不明な場合</b>
暫定で「任意継続組合員申出書」を提出していただいても構いません。ただし、任意継続組合員に加入することが確実になるまでは掛金の振込みをせずにお待ちいただきますよう、お願いします。
<b>3. 申出書提出後に、加入をキャンセルされる場合は必ず共済組合まで連絡をお願いします。</b>
掛金を振込みされると、任意継続組合員の加入取消ができなくなります。他の健康保険に加入する可能性がある場合は、掛金の振り込みをせず、任意継続組合員制度に加入が決定した段階で、振込みをしてください。
<b>4. 4月途中で共済組合以外の健康保険組合に加入する場合は、加入しないでください。</b>
4月は任意継続掛金と再就職先の健康保険料を2重で払っていただくこととなります。 そのため、4月の再就職されるまでの期間は国民健康保険に加入してください。

### (3) 振込書の送付（共済組合 → 加入者）

共済組合で申出書を受付後、ご自宅に、振込んでいただく掛金額や振込口座を記載した振込書を送付します。

- ▶ A、C、E（3月納付）を選択した方 → 3月中旬ごろに送付
- ▶ B、D、E（4月納付）を選択した方 → 4月初日に送付
- ▶ 申出書提出期限（3月4日（金））後に提出いただいた方  
→ 共済組合で申出を受付後、1週間ほどで送付します。

### (4) 掛金の振込（加入者の振込）

ご自宅に送付された振込書に記載の掛金を振込期限までに滋賀銀行の指定口座に振込んでください。振込期限はAからEの掛金振込方法により異なりますので、注意してください。  
最終振込期限は**令和4年4月19日（火）**です。

また、令和4年4月以降に掛金を振込む場合は手数料負担が発生しますので、ネットバンキング等を利用し、手数料負担が軽減される方法により振込んでください。

#### 《注意》

- ① 申出書でA、C、E（3月納付）を選択した方で、
  - ◆ 振込期限（令和4年3月31日）までに振込みができなかった場合
  - ◆ B、D、E（4月納付）に変更したい場合  
⇒ 通知している掛金額が変更（増額）となりますので、共済組合まで連絡してください。  
改めて4月納付の掛金額をお知らせします。
- ② 振込書を使用せず、ネットバンキング等で掛金を振込む方  
⇒ 振込人名義（振込依頼人名）を以下の例のように変更して振込みをしてください。  
(例) B123456 滋賀 太郎（任意継続組合員番号+組合員氏名）

### (5) 任意継続組合員証等の交付（共済組合 → 加入者）

共済組合が掛金の振込みを確認後、任意継続組合員証および任意継続組合員被扶養者証（現職から引き続き認定する被扶養者のみ）と「任意継続組合員制度の手引き」を自宅に送付します。

なお、新たに認定を希望する被扶養者は、認定手続きが完了後に被扶養者証を送付します。

#### 「任意継続組合員申出書」の提出先、任意継続組合員についてのお問い合わせ先

520-8577（住所記入不要）  
滋賀県教育委員会事務局 教職員課 健康福利室内  
公立学校共済組合滋賀支部 資格給付係（田中・加藤）  
TEL 077-528-4554  
FAX 077-528-4952